一般振替機関の監督に関する命令等の一部を改正する命令

（一般振替機関の監督に関する命令の一部改正）

第一条　一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改め、同項第六号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第八条第二項第四号中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社」に改め、同項第十三号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第九条第五号中「、会計参与及び監査役」を「及び監査役並びに会計参与」に改める。

第十六条第二項第二号ニ、第十九条第二項第十六号、第二十一条第二項第十六号及び第二十二条第二項第十六号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

（社債、株式等の振替に関する命令の一部改正）

第二条　社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府法務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二号中「第百十七条第六項」を「第百十七条第七項」に改める。

第四十六条の表第十八条第二号の項、第四十七条の表第十八条第二号の項及び第四十八条の表第十八条第二号の項中「第百十七条第六項」を「第百十七条第七項」に改める。

第六十一条第五号中「この号」の下に「及び第七号」を加え、同条に次の一号を加える。

七　法第百五十五条第一項（法第二百二十八条第一項及び第二百三十九条第一項において準用する場合を含む。）、第二百五十九条第一項、第二百六十六条第一項及び第二百七十三条第一項に規定する買取口座に記載又は記録がされている振替株式等について、当該買取口座を振替先口座とする振替の申請をした振替株式等の株主等（当該株主等が、当該株主等についての当該振替株式等に係る事項のみに関する情報提供請求をする場合に限る。）

（電子記録債権法施行規則の一部改正）

第三条　電子記録債権法施行規則（平成二十年内閣府法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第三項第三号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改め、同項第六号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第二十四条第二項第四号中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社」に、「この項」を「この条」に改め、同項第十三号中「委員会設置会社にあっては」を「指名委員会等設置会社にあっては、」に改め、同条第三項第四号中「、会計参与及び監査役」を「及び監査役並びに会計参与」に改める。

第三十五条第三項第十五号、第三十六条第三項第十五号及び第三十八条第三項第十五号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

附　則

この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

○内閣府
財務省令第一号

会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行に伴い、並びに社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定に基づき、特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年四月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎

特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令

（特別振替機関の監督に関する命令の一部改正）

第一条　特別振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改め、同項第六号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第八条第二項第四号中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社」に改め、同項第十三号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第九条第五号中「、会計参与及び監査役」を「及び監査役並びに会計参与」に改める。

第十七条第二項第二号ニ、第二十条第二項第十六号、第二十一条第二項第十六号、第二十二条第二項第十六号及び第二十三条第二項第十六号及び第四十三条中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

附　則

この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

○内閣府
財務省令第二号

会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令及び銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年四月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
財務大臣　麻生　太郎

保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令及び銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部を改正する命令

（保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令の一部改正）

第一条　保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項第三号中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社」に、「にあっては、取締役」を「にあっては取締役、指名委員会等設置会社（同号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）にあっては取締役」に改める。

（銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部改正）

第二条　銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成十三年財務省令第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社」に改める。

附　則

この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

○内閣府
厚生労働省令第五号

会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年四月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久